

○飛騨市建設工事請負契約に係る入札参加資格停止等措置要領

平成16年2月1日

告示第10号

改正 平成17年3月30日告示第54号
平成19年5月14日告示第79号
平成21年3月16日告示第32号
平成21年3月27日告示第46号
平成21年10月1日告示第164号
平成22年10月1日告示第168号
平成24年3月30日告示第87号
平成29年9月22日告示第138号

(目的)

第1条 この告示は、飛騨市競争入札参加者資格審査要綱(平成16年飛騨市訓令第44号。以下「資格審査要綱」という。)に基づく資格者名簿に登載された建設業者(当該業者を構成員とする共同企業体を含む。以下「有資格業者」という。)の入札参加資格停止(以下「資格停止」という。)について必要な措置を定め、もって飛騨市が発注する建設工事(以下「市工事」という。)の適正な施工を確保することを目的とする。

(資格停止)

- 第2条 市長は、有資格業者が別表第1、別表第2の各号(以下「別表各号」という。)に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、情状に応じて別表各号に定めるところにより期間を定め、当該有資格業者について資格停止を行うものとする。
- 2 市長は、前項の規定により資格停止を行う場合において、当該資格停止について責めを負うべき有資格業者である下請人があることが明らかになったときは、当該下請人について、元請人の資格停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、資格停止を併せ行うものとする。
- 3 市長は、第1項の規定により共同企業体について資格停止を行うときは、当該共同企業体の有資格業者である構成員(明らかに当該資格停止について責めを負わないと認められる者を除く。)についても、当該共同企業体の資格停止の期間の

範囲内で情状に応じて期間を定め、資格停止を併せ行うものとする。

- 4 市長は、前3項の規定による資格停止に係る有資格業者を構成員に含む共同企業体について、当該資格停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、資格停止を行うものとする。
- 5 市長は、前各項の規定により資格停止を行ったときは、市工事の発注に際し、当該資格停止に係る有資格業者を指名又は参加させてはならない。当該資格停止に係る有資格業者を現に指名又は参加させているときは、入札未執行のものに限り当該指名又は参加を取り消すものとする。
- 6 前各号に掲げるもののほか、市長は、有資格業者が飛騨市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱(平成22年飛騨市告示第168号)第3条に規定する者であるときは、この告示の規定にかかわらず同要綱の定めることにより、資格停止を行うものとする。

(資格停止の期間の特例)

第3条 有資格業者が、一の事案により別表各号の措置要件の2以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもって、それぞれ資格停止の期間の短期及び長期とする。

- 2 有資格業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合における資格停止の期間の短期は、それぞれ別表各号に定める短期の2倍(当初の資格停止の期間が1月に満たないときは、1.5倍又は別表第2第9号の措置要件に該当することとなったときは、2.5倍)の期間とする。

(1) 別表各号に掲げる措置要件に係る資格停止の期間の満了後1年を経過するまでの間(資格停止の期間中を含む。)に別表各号に掲げる措置要件に該当することとなったとき。

(2) 別表第2第1号若しくは第2号又は第3号から第9号までの措置要件に係る資格停止の期間の満了後3年を経過するまでの間に、それぞれ同別表第2第1号若しくは第2号又は第3号から第9号までの措置要件に該当することとなったとき(前号に掲げる場合を除く。)

- 3 市長は、有資格業者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号及び前2項の規定による資格停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、資格停止の期間を当該短期の2分の1まで短縮することができる。

- 4 市長は、有資格業者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な

結果を生じさせたため、別表各号及び第1項の規定による長期を超える資格停止の期間を定める必要があるときは、資格停止の期間を当該長期の2倍(当該長期の2倍が36月を超える場合は36月)まで延長することができる。

- 5 市長は、資格停止の期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、別表各号、前各項及び第4条に定める期間の範囲内で資格停止の期間を変更することができる。
- 6 市長は、資格停止期間が満了した有資格業者について、別表第2第9号に該当し、かつ、情状酌量すべき特別の事由又はきわめて悪質な事由が明らかとなったときは、当初の資格停止期間を変更したと想定した場合の期間から、当初の資格停止期間を控除した期間をもって、新たに資格停止を行うことができるものとする。
- 7 市長は、資格停止の期間中の有資格業者が、当該事案について責めを負わないことが明らかとなったと認めるときは、当該有資格業者について資格停止を解除するものとする。

(独占禁止法違反等の不正行為に関する資格停止の期間の特例)

第4条 市長は、第2条第1項の規定により情状に応じて別表各号に定めるところによる資格停止を行う際に、有資格業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)違反等の不正行為により次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、資格停止の期間を加重するものとする。また、併せて別表第2第9号の措置要件にも該当することとなった場合には、資格停止の期間を更に加重するものとする。

- (1) 談合情報を得た場合又は飛騨市職員が談合があると疑うに足りる事実を得た場合で、飛騨市公正入札調査委員会設置要綱(平成16年飛騨市訓令第43号)に定める談合情報対応マニュアルに基づき、有資格業者が、当該談合を行っていないとの誓約書を提出したにもかかわらず、当該事案について、別表第2第4号、第6号、第8号又は第9号に該当したとき。
- (2) 別表第2第3号から第9号までに該当する有資格業者(その役員又は使用人を含む。)について、独占禁止法違反に係る確定判決若しくは確定した排除措置命令、課徴金納付命令若しくは審決又は競売等妨害若しくは談合に係る確定判決において、当該独占禁止法違反又は競売等妨害若しくは談合の首謀者であることが明らかになったとき。

- (3) 別表第2第3号、第4号又は第9号に該当する有資格業者について、独占禁止法第7条の2第6項の規定の適用があったとき。
- (4) 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律(平成14年法律第101号)第3条第4項に基づく各省各庁の長等による調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあったことが明らかとなったときで、当該関与行為に関し、別表第2第3号、第4号又は第9号に該当する有資格業者に悪質な事由があるとき。
- (5) 飛騨市職員又は他の公共機関の職員が、競売入札妨害(刑法(明治40年法律第45号)第96条の3第1項。以下同じ。)又は談合(刑法第96条の3第2項。以下同じ。)の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときで、当該職員の容疑に関し、別表第2第5号から第9号に該当する有資格業者に悪質な事由があるとき。

(事案の報告等)

第5条 各振興事務所長、部長、課長(以下「振興事務所長等」という。)は、市工事について資格停止を要すると認められる事案が発生したとき、又は資格停止の期間を変更し、若しくは解除する必要が認められるときは、遅滞なく管財課長に資格停止等該当事案発生報告書(様式第1号)により報告するものとする。

- 2 管財課長は、前項の報告があったときは、遅滞なく調査し、その意見を付して資格審査要綱第4条の規定に基づく飛騨市建設工事等入札参加者資格審査委員会(以下「審査委員会」という。)の審査に付するものとする。

(資格停止の通知)

第6条 管財課長は、審査委員会の審査を経て、資格停止又は資格停止の期間の変更若しくは解除について市長の決裁を受け、その旨を振興事務所長等に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の決定について当該有資格業者に、それぞれ様式第2号、様式第3号又は様式第4号により通知するものとする。
- 3 振興事務所長等は、第1項の通知を受けたときは、その旨を関係職員に周知徹底するものとする。

(随意契約の相手方の制限)

第7条 資格停止の期間中の有資格業者は、随意契約の相手方とすることができない。ただし、やむを得ない事由があり、あらかじめ市長の承認を受けたときはこ

の限りでない。

(下請等の禁止)

第8条 資格停止の期間中の有資格業者は、市工事を下請することができない。ただし、当該有資格業者が資格停止の期間の開始前に下請した場合は、この限りでない。

(資格停止に至らない事由に関する措置)

第9条 市長は、資格停止を行わない場合において、必要があると認められるときは、当該有資格業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

(建設業者以外の資格停止)

第10条 資格者名簿に登録された測量業者等建設業者以外の業者について、資格停止を行う必要がある場合においては、この要領を準用する。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成16年2月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の河合村建設工事等請負契約書に係る入札参加資格停止等処置要領(平成9年河合村要領第1号)又は神岡町建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領(平成7年神岡町要領)の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成17年3月30日告示第54号)

この告示は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成19年5月14日告示第79号)

この告示は、平成19年5月14日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則(平成21年3月16日告示第32号)

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月27日告示第46号)

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成21年10月1日告示第164号)

この告示は、平成21年10月1日から施行し、平成21年7月10日から適用する。

附 則(平成22年10月1日告示第168号)抄

(施行期日)

1 この告示は、平成22年10月1日から施行する。

附 則(平成24年3月30日告示第87号)

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成29年9月22日告示第138号)

この告示は、平成29年9月22日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

別表第1(第2条関係)

飛騨市内において生じた事故等に基づく措置基準

措置要件	期間
(虚偽記載)	
1 市工事の請負契約に係る一般競争及び指名競争において、競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から1箇月以上6箇月以内
(過失による粗雑工事)	
2 市工事の施工に当たり、過失により工事を粗雑にしたと認められるとき(かしが重大であると認められたときを除く。)	当該認定をした日から1箇月以上6箇月以内
3 市工事以外の建設工事(以下「一般工事」という。)の施工に当たり、過失により工事を粗雑にした場合において、かしが重大であることが認められるとき。	当該認定をした日から1箇月以上3箇月以内
(契約違反)	
4 第2号に掲げる場合のほか、市工事の施工に当たり、契約に違反し、契約の相手方として不適当と認められるとき。	当該認定をした日から2週間以上4箇月以内
(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故)	
5 市工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害(軽微なものを除く。)を与えたと認められるとき。	当該認定をした日から1箇月以上6箇月以内
6 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は	当該認定をした日から1箇月以上3箇月

損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。 (安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)	以内
7 市工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	当該認定をした日から2週間以上4箇月以内
8 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から2週間以上2箇月以内
(下請代金の不払い等)	
9 市工事の施工に当たり、下請人があるとき、下請工事代金の不払い及び下請工事代金の遅延をしていることが明らかであると認められるとき。	当該認定をした日から2週間以上2箇月以内
10 一般工事の施工に当たり、下請人があるとき、下請工事代金の不払い及び下請工事代金の遅延をしていることが明らかであると認められるとき。	当該認定をした日から2週間以上2箇月以内

別表第2(第2条関係)

贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措置要件	期間
(贈賄)	
1 次のア、イ又はウに掲げる者が飛騨市職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から
ア 有資格業者である個人又は有資格業者である法人の代表権を有する役員(代表権を有すると認めるべき肩書きを付した役員を含む。以下「代表役員等」という。)	4箇月以上12箇月以内
イ 有資格業者の役員又はその支店若しくは営業所(常時工事の請負契約を締結する事業所をいう。)を代表する者で、アに掲げる者以外のもの(以下「一般役員等」という。)	3箇月以上9箇月以内
ウ 有資格業者の使用人で、イに掲げる者以外のもの(以	2箇月以上6箇月以内

下「使用人」という。)	
2 次のア、イ又はウに掲げる者が飛騨市以外の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から
ア 代表役員等	3 箇月以上 9 箇月以内
イ 一般役員等	2 箇月以上 6 箇月以内
ウ 使用人	1 箇月以上 3 箇月以内
(独占禁止法違反行為)	
3 業務に関し、独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号に違反し、市工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき(次号及び第 9 号に掲げる場合を除く。)	当該認定をした日から 2 箇月以上 9 箇月以内
4 市工事に關し、独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号に違反し、市工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき(第 9 号に掲げる場合を除く。)	当該認定をした日から 3 箇月以上 12 箇月以内
(競売入札妨害又は談合)	
5 一般工事に關し、一般役員等又は使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき(第 9 号に掲げる場合を除く。)	逮捕又は公訴を知った日から 2 箇月以上 12 箇月以内
6 市工事に關し、一般役員等又は使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき(第 9 号に掲げる場合を除く。)	逮捕又は公訴を知った日から 3 箇月以上 12 箇月以内
7 一般工事に關し、代表役員等が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき(第 9 号に掲げる場合を除く。)	逮捕又は公訴を知った日から 3 箇月以上 12 箇月以内
8 市工事に關し、代表役員等が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき(第 9 号に掲げる場合を除く。)	逮捕又は公訴を知った日から 4 箇月以上 12 箇月以内
(重大な独占禁止法違反行為等)	
9 市工事、当該工事を所掌する国の機関又は公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号)第 2 条第 1 項に規定する特殊法人で当該国の	刑事告発、逮捕又は公訴を知った日から

<p>機関の所掌に係るものが締結した請負契約に係る工事に関し、次のア又はイに掲げる事由に該当することとなったとき(当該工事に、その請負金額が国の政府調達に関する協定(平成7年12月8日条約第23号)の適用基準額であるものが含まれる場合に限る。)</p>	
<p>ア 独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、刑事告発を受けたとき(有資格業者である法人の役員若しくは使用人又は有資格業者である個人若しくはその使用人が刑事告発を受け、又は逮捕された場合を含む。)</p>	6箇月以上36箇月以内
<p>イ 有資格業者である法人の役員若しくは使用人又は有資格業者である個人若しくはその使用人が競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴されたとき。</p>	6箇月以上36箇月以内
(建設業法違反行為)	
<p>10 一般工事に関し、建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	当該認定をした日から1箇月以上9箇月以内
<p>11 市工事に関し、建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	当該認定をした日から2箇月以上9箇月以内
(不正又は不誠実な行為)	
<p>12 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関して不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	当該認定をした日から1箇月以上9箇月以内
<p>13 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁錮以上の刑に当たる犯罪容疑により公訴が提起され、又は禁錮以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	当該認定をした日から1箇月以上9箇月以内

様式第1号(第5条関係)

年 月 日

様



資格停止等該当事案発生報告書

飛騨市建設工事請負契約に係る資格停止等措置要領に基づいて、資格停止措置を必要と認められる事案が発生したので、下記のとおり報告します。

記

商号又は名称		名簿番号	
代表者氏名		住所又は所在地	
工事名		施工場所	
発生年月日	年 月 日	措置区分	別表第 第 号該当
資格停止の期間			
事案の内容			
.....			
.....			
.....			
.....			
.....			
.....			
.....			

様式第2号(第6条関係)

第 号
年 月 日

様

飛驒市長



入札参加資格の停止について(通知)

下記のとおり入札参加資格停止を行うことにしたので、通知します。今後は係る事態が生ずることのないように十分注意されたい。

記

- 1 入札参加資格停止の期間
- 2 入札参加資格停止の理由
- 3 入札参加資格停止期間中は、飛驒市の発注する工事の下請人となることができない。

様式第3号(第6条関係)

第 号
年 月 日

様

飛驒市長



入札参加資格停止期間の変更について(通知)

先に 年 月 日付け第 号をもって入札参加資格停止を行った旨を通知したところですが、この度、入札参加資格停止の期間を変更したので通知します。

記

- 1 従前の入札参加資格停止の期間
- 2 変更後の入札参加資格停止の期間
- 3 変更の理由

様式第4号(第6条関係)

第 号
年 月 日

様

飛驒市長



入札参加資格停止の解除について(通知)

先に 年 月 日付け第 号をもって入札参加資格停止を行った旨を通知したところですが、この度、入札参加資格の停止を解除したので通知します。